

第3回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成30年11月5日（月）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館4階 共用443会議室

○司会 それでは、第3回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪、長瀬が行います。

それでは、よろしくお願いします。

○石崎参事官 それでは、第3回「行政手続部会」についてであります。

本日は2つテーマがありまして、議事次第にありますとおり、1が本人確認ガイドラインの検討状況について、2が関係省庁からのヒアリング「民泊サービスの推進について」であります。

私のほうから、1の本人確認ガイドラインの検討状況について御説明をさせていただきます。

これにつきましては、内閣官房のIT室と経産省の商務情報政策局からプレゼンがありました。

資料でいいますと、まず、資料1-1の3ページに「ガイドライン（案）の骨子」とありますけれども、これは、もともとどういう趣旨かといいますと、行政手続をオンライン化するに当たって、今、いろんな本人の認証の仕方というのがあるわけですが、それについて、どういった手続であれば、どういった認証の仕方がいいのかというのをガイドラインで示すということが1つの課題となっております、それにつきまして、IT室のほうから年内を目途に策定する予定であるという説明があったということでもあります。

具体的にいいますと、今、法人ですと、法務省の電子署名、それから、個人ですとマイナンバーカードというのが一番厳格な本人確認の手段のわけがありますけれども、それ以外にも、ID・パスワード方式とか、より簡易な方法があるものですから、それについての機能と手法を提示していくということでございます。

具体的にいうと、むしろ資料1-2の「法人共通認証基盤の構築状況等について」ということで経産省の資料がありますけれども、この1ページにありますとおり、法人版のマイナンバーである法人番号を活用して、1つのID・パスワードで、いろんな行政サービスにアクセスができるようにする。そういった認証基盤というのを経産省のほうで作っております。

2ページから3ページでありますけれども、図にあるように、これまで複数のID・パスワードが必要だったのが、1つのID・パスワード、しかも下にありますように、認証の方法も単要素な認証から複数の要素の認証まで、いろんな認証の仕方ができるようにしてい

くということです。

5 ページに「想定スケジュール」とありますけれども、経産省のほうで、今、実証事業を開始しつつあるところでありまして、2019年度ぐらいから補助金の申請システム、それから、2020年度ぐらいから他省庁のシステム、具体的には社会保険の一部の手続などありますけれども、ということでだんだん対象を広めていって、2021年度から本格版を展開していく。そういったスケジュールについての説明がありました。これが本人確認手続のガイドラインについてであります。

資料1－3は、前回、就労証明書ということで保育園に入園するときに、雇っている会社が就労証明書というのを従業員に対して発行するわけですけれども、その利用拡大ということで、専門委員の八剣先生から提案があったということで、1 ページにありますけれども、標準的様式は主に都市部で普及していない。

実は、市町村の数でいうと、大体今年50%ぐらいの市町村で標準的様式が、これまで書式、様式がばらばらだったのですけれども、全国統一の標準的様式というのを、数でいうと、半分ぐらいの市町村で導入したのですけれども、東京23区についていいますと、まだ1つの区しか導入してなくて、今年度、また更に1つということなのですけれども、いずれにしても、ほとんどの区で導入されていないということで、その理由、どうしても大都市の場合、保育園の競争率が高いので、いろんな項目について書かなければならないけれども、標準的様式のほうは、ややあっさりした項目数しかないですとか、システム変更の負担が大きいですとか、そういったことがあるものですから、2 ページでありますけれども、1つ御提案としては、審査業務を十分に行うため、標準的様式の項目というのを見直していく必要があるのではないかという御提案がありました。

これにつきましては、また、引き続き行政手続部会の中で検討していくという位置づけにしたいと思っております。

私のほうからは、以上でございます。

次に民泊の関係を長瀬参事官。

○長瀬参事官 議題の2は民泊の関係でございまして、前回、10月22日に引き続いて審議を行いました。

最初にある資料は観光庁から、前回観光庁から説明があったのですけれども、その補足説明でございます。

事業者にとって過度な負担の手続などについて、前回、観光庁の考え方がわからない等々の議論がありましたので、改めて整理してきてもらって議論を行ったものでございます。それが資料2－1でございます。前回の部会で、様々な改善をお願いしていく旨の説明が観光庁からあったのですが、自主的な改善を待っていたり、あるいはお願いというようなベースではなくて、はっきり毅然とした助言なり、通知なりをしていくべきではないか等の議論があったことを受けての再説明でございました。

それに続けての資料ですが、本日は、幾つかの省庁を呼んでおりまして、関係省庁から

民泊の事業を行うに当たって必要となる様々な手続について、それぞれの手続の所管省庁から説明を受けました。

最初は、資料 2-2 ですが、これは、消防庁の関係でございまして、説明の内容といたしましては、例えば、家主さんが一緒に住んだホームステイ型のような民泊の場合には、基本的に新たな対応は要しない等々、一定の基準で線を区切った対応をしているというようなことですか、事業者は消防法令を守っていますよということについて、適合通知書というのが事業者には交付されるのですが、その交付手続についても、いろいろ簡素化が各消防本部でなされている等々の説明がございました。

次の御説明が、資料 2-3 でした、環境省から、ごみの処理に関する手続についての説明がございました。

説明の内容としては、民泊の際に出るごみも事業系ごみでございまして、自分で、例えば、清掃工場に持ち込んで適正に処理するか、あるいは許可業者に委託して処理するのが原則であるが、市町村の判断によっては、家庭ごみの収集とあわせて収集することもできますと、こういう流れの説明がございました。この点については、許可業者に委託するというのは、かなり民泊事業者にとってはハードルも高く、他の様々なやり方が周知されてしかるべきではないか等々の議論がございました。

同じく環境省からは、ごみに加えて、資料だと 2-4 でございますが、水質汚濁防止法に基づく手続について説明がございました。

この手続というのは、7 ページを見ていただくと、どんなものかわかりやすいと思うのですが、要は、事業所から河川等に水を排出する場合には、幾つかの施設については届出が必要だということにされておりました、民泊サービスをやる事業者というのは、旅館業に該当するという整理によりまして、届出が必要という整理になっている旨の制度の説明が環境省からあったものでございます。

この説明に対しては、いろいろ意見が委員からもございまして、先ほど消防法のところで、一定の規模なり家主が同居している場合には、新たな対応は不要だという説明があったと申し上げましたが、そうした消防法の対応とも対比しつつ、すべからく一律に規制、届出が必要だという現状の取扱いについては、委員からの発言では一定の裾切り、という表現をされていましたが、一定のものについては届出を免除する等の対応が検討されてしかるべきではないかといったような議論がなされました。

資料 2-5 は、国交省からのヒアリング事項でございまして、下水道法に基づく手続について説明があったわけでございます。先ほど申し上げました水質汚濁防止法に基づく手続は、事業所から河川などに水を流す場合に関係してくる手続ですが、この下水道法に基づく手続は、下水に水を流す部分について適用される手続でございまして、基本的な整理、この届出が必要となるケースについての考え方などの整理は、先ほどの水質汚濁防止法の整理の裏返しで、同じようにやっている旨の制度説明がございました。

こうした内容で、それぞれの役所から関係する手続について説明がございまして、議論

がございました。

最後に加えて議論になったのは、やはり、様々な手続の簡素化は、住宅宿泊事業、民泊というものの趣旨に照らして必要な簡素化や、合理的な内容が定められなければいけないし、そういうことについては、観光庁もきちんと責任を持ってコミットすべきである旨の発言などもあったところでございます。

民泊は、以上でございます。

○石崎参事官 本日の説明は、以上でございます。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手をいただき、名前と御所属をおっしゃっていただいてから御質問をいただければと思います。

○記者 朝日新聞のタナカですが、民泊のほうについて、今後はどういう議論をしていくのですか。

○長瀬参事官 まだ今後の話は、次回に何をやるかというのは、まだ未定です。前回、本日で所管の観光庁と、それぞれの周辺の手続についてヒアリングをしましたので、そこで出た様々な意見をどう整理して、次にどうステップするかは、また、これから検討しようと思います。

○記者 方向性としては、この部会は、民泊について行政手続をどうしていくかみたいなものというのは、何らか決まっているものなのですか。

○長瀬参事官 一言で言えば、事業者の方の負担をなるべく簡素にする。その際には、オンラインなども使い勝手のよいものにしていく。当然、手続そのものも不合理なものは簡素化するというような視点で御議論をいただいております。

○司会 ほかにございますでしょうか。

特にないようでしたら、これで記者会見を終了いたします。

ありがとうございました。